

ガザの大虐殺 私たちは行動する義務がある

シリル・ラマポーサ（南ア大統領）

2024年1月29日

南アフリカのラマポーサ大統領は1月29日、国際司法裁判所が26日にガザ問題でイスラエルにジェノサイドをふせぐあらゆる措置を取るよう命じる仮処分命令をだしたことをうけて、国民にむけ演説をおこない、「ガザで大虐殺が展開されている。私たちは行動する道徳的義務がある」と強調しました。以下はその全文です。

<https://www.politicsweb.co.za/opinion/south-africa-will-continue-to-fight-for-justice-fo?>

なぜ私たちは裁判を起こしたのか

親愛なる南アフリカの皆さん、私たちの国は、アパルトヘイトと戦い、それを打ち破った国です。その南アフリカの国民として、私たちは、あらゆる場所ですべての人々の正義と基本的人権のために、立ち上がる特別な義務があります。イスラエルによるガザ地区への暴力の停止を国際司法裁判所（ICJ）に申請したのも、この義務に基づくものです。

ジェノサイド条約は、近代史上最悪の犯罪のひとつであるホロコーストが発覚した直後に、国連総会により全会一致で採択されました。ナチスによる600万人のユダヤ人、そしてそれ以外に数百万人の犠牲者の大量絶滅を目の当たりにした世界は、このような残虐行為を二度と起こさないために一致団結しました。

南アフリカは、この条約の加盟国である他の加盟国と同様、どこでジェノサイド行為が起ころうとも、それを防止する責任を負っています。南アフリカがこの裁判を起こしたのは、この責任を果たすためであり、民間人のさらなる死と生活崩壊を防ぐためでした。

国際司法裁判所の判決をどう読むか

国際司法裁判所は南アフリカの訴えに耳を傾け、次にイスラエルの主張にも耳を傾けました。

先週下された命令の中で国際司法裁判所は、両国が他の多くの諸国とともに締約国になっているジェノサイド条約に違反する行為をイスラエルが行ったとの判断には信ぴょう性がある（plausible）と判断しました。

その判断のもとに、国際司法裁判所はイスラエルにたいし、「ジェノサイド犯罪の防止及び処罰に関する条約」に基づく義務に従って、ガザのパレスチナ人について、条約第2条の範囲内のすべての行為、とりわけ

- * パレスチナ人集団の構成員を殺害すること
- * パレスチナ人に身体的または精神的に重大な危害を加えること
- * パレスチナ人に身体的損傷をもたらす生活条件を故意に与えること
- * パレスチナ人の子どもの生まれる権利を損なう措置をとること

がおこなわれることのないよう、その権限内のすべての措置をとるよう命じました。

裁判所はさらに命じています。

* イスラエル国家は、その軍隊が上記禁止行為のいかなる条項も侵さないことを直ちに確保しなければならない。

* イスラエル国家は、ガザのパレスチナ人を大量虐殺するよう扇動する行為を防止しなければならない。それらの違法行為を処罰するために、あらゆる措置を講じなければならない。

要するに裁判所は、イスラエルが国際法を尊重していると主張してとっている措置は不十分であるといったのです。

人道支援の問題について、裁判所は次のように裁定しました。

「イスラエルは、ガザ地区のパレスチナ人が直面する不利な生活状況に対処するため、即時かつ効果的な措置を講じなければならない。そして緊急に必要とされる基本的サービスと人道支援を提供しなければならない」

裁判所はさらに、イスラエルに対し、破壊を防ぐための効果的な措置をとるよう指示しました。そしてジェノサイドの申立てに関して証拠の保全を確保するよう指示しました。また、裁判所の命令に基づいてとったすべての措置について、1カ月以内に報告書を提出するよう命じました。

私たちは国際司法裁判の判決をどう受け止めるか

イスラエル軍による残虐行為への批判は、いかなる宗教的、民族的集団にも向けられたものではありません。それは反ユダヤ主義として簡単に斥けることはできません。私たちがおこしたこの裁判によって、ホロコーストの重大性が減じられるものでもありません。

それどころか、ホロコーストをはじめとする大量虐殺行為を人類が経験してきたことこそが、「そのようなことが二度と起こらないようにしよう」という私たちの努力の原動力となっているのです。

私たち南ア政府は、国際法の適用について一貫しています。2023年10月7日にハマスがイスラエル市民に対して行った残虐行為を非難し、ガザで拘束されている人質の解放を求める点でも、同様に一貫しています。

しかし、私たちが主張したように、民間人に対するハマスの攻撃によっては、イスラエル軍がガザの住民に対して行ったその後の行為を正当化することはできません。

この裁判は、パレスチナの人々、すなわち彼らの生きる苦しみ、権利の剥奪、自決権の否定に関するものです。この裁判を起こすことで、私たちは人々の権利を強化し、保護し、前進させようとしています。

イスラエル軍によるガザへの前例のない猛攻撃は、正義、人権、国際法の尊重を信じるすべての人々に対する攻撃です。

私たち南アフリカは、国際社会がイスラエルの大量虐殺行為を阻止し、その責任を追及する義務があると考え、そのことを呼びかけました。平和、正義、人権を誓う南アフリカ人として、私たちは歴史の正しい側に立つことを誇りに思っています。

世界に苦しみがある限り、私たちは忘れてはいけない

ホロコーストの生存者である著名な小説家プリモ・レーヴィはこう書いています。

「世界に苦しみがある限り、私たちの“記憶の義務”（duty to remember）は果たされたことにはならない」

“二度と繰り返してはならない”という言葉が、もし人類に希望を与えるべき呼びかけならば、ナチスのホロコーストだけでなく、あらゆる形態の大量虐殺の教訓を忘れず、一貫して実践しなければなりません。

それらの大量虐殺が行われた当時、明白な証拠があるにもかかわらず、事件がもたらした恐怖の程度に気が付かなかったと主張する人々がいました。ナチス、ボスニアのセルビア人武装勢力やルワンダのインテラハムウェ... 皆そうです。私たちの国にも、アパルトヘイトとそれが国民に与えた真の影響について、知らなかったかのように装う人々がいました。

ガザ地区ではいま、大虐殺が繰り返されています。私たちには行動する道徳的義務があります。民主的な南アフリカは、目を閉じたり、知らなかったと主張したりする国ではなかったことを、歴史の教科書に記録させましょう。

私はすべての南アフリカ国民に対し、パレスチナの人々のための正義と、イスラエル人とパレスチナ人の間に公正な平和をもたらす、交渉による解決を求める私たちの訴えに賛同するよう呼びかけます。

この訴えは、私たち全員にとって警鐘でもあります。
一部の人々にとっての正義は、誰の正義でもないということを...

【南ア大統領府 WS のテキストから、翻訳チェックと中見出し 鈴木頌】